

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、旧基準非木造住宅の耐震診断を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地震発生時における非木造住宅の倒壊等による被害を軽減し、市民の安心安全な住宅等を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 豊橋市非木造住宅耐震診断費補助事業 旧基準非木造住宅について実施される耐震診断者による耐震診断に要する費用の補助に関する事業（以下「耐震診断費補助事業」という。）をいう。
- (2) 旧基準非木造住宅 建築基準法第6条第1項第2号、同第3号又は同第4号（木造を除く。）に規定する建築物で、次の要件をすべて満たすものをいう。
 - ア 豊橋市内にある一戸建て住宅、長屋及び共同住宅であること。（店舗等の用途を兼ねるものも含む。ただし、国・地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）
 - イ 昭和56年5月31日以前に新築工事が着工された建築物の部分であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものであること。
 - ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であること。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士をいう。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行うものは、一級建築士であること。
- (4) 耐震診断者 前号に掲げる耐震診断技術者が所属する、建築士法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び市長がこれと同等と認める者をいう。
- (5) 耐震診断 前号に規定する耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (6) 施行者 耐震診断補助事業を行う非木造住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。以下「管理組合」という。）、その他市長が同等と認める者をいう。
- (7) 所有权等 次のいずれかをいう。
 - ア 所有权
 - イ 建物の所有を目的とする地上権、賃借権による権利

(補助の対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 次項に規定する建築物の施行者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 豊橋市税を滞納していない者であること。

2 この要綱に定める事業の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 旧基準非木造住宅であること。
- (2) 区分所有された共同住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたものであること。
- (3) 建物所有者と建物使用者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たものであること。
- (4) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの。

(事前相談)

第5条 耐震診断費補助事業の施行者が、補助金の交付を受けて耐震診断を行おうとする場合は、あらかじめ豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金に係る事前相談書（様式第1号）を提出しなければならない。

(補助金の額等)

第6条 耐震診断費補助事業の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第2号）とし、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第6条に基づく交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震診断の契約及び着手は、規則第5条第2項に定める補助金の交付決定通知後とすること。
- (2) 申請建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の建築基準関係規定に適合しているものであること。

(交付申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項に規定する期日は、当該補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。

2 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをする場合は、豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金交付取下げ書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(計画の変更等)

第10条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後、規則第8条第1項各号に規定する変更、中止又は廃止をしようとするときは、豊橋市非木造住宅耐震診断費補助事業計画変更等申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 申請者は、耐震診断が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日（ただし、末日が土、日及び祝日の場合は直前の開庁日とする。）のいずれか早い日までに、規則第10条第1項に基づく実績報告として豊橋市非木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 申請者は、規則第11条に基づく通知を受けた日の属する年度の3月31日までに、豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

事業	補助対象経費	補助金の交付額
耐震診断費補助事業	<p>耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。</p> <p>ただし、次に定める額を限度とする。</p> <p>1. 一戸建て住宅 134,000円</p> <p>2. 一戸建て住宅以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 1,000 m²以内の部分に対して、1 m²あたり 3,600 円を乗じた額。 ・床面積 1,000 m²を超えて、2,000 m²以内の部分に対して、1 m²あたり 1,540 円を乗じた額。 ・床面積 2,000 m²を超える部分に対して、1 m²あたり 1,030 円を乗じた額。 	対象経費の 3 分の 2 以内の額。 (その額に 1,000 円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。)

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金に係る事前相談書

年　月　日

豊橋市長　　様

住所

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

印

下記住宅の耐震診断費補助を受けたいので、必要書類を添えて事前相談を申し込みます。

記

建物名称				
所在地	豊橋市			
用途・形態	〔 ・ 戸建住宅 ・ 共同住宅（賃貸・分譲） ・ 併用共同住宅（賃貸・分譲） 戸 戸 〕			
構造	（・鉄筋コンクリート造　・ 鉄骨造　・ 鉄骨鉄筋コンクリート造）			
階数	地上	階	地下	階
面積	延べ面積 . m ²			
	住宅部分の面積 . m ²			
	住宅以外の面積 . m ²			
建築時期	昭和 年 月 (着工・完成)			
添付書類	1. 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明する次のいずれかの図書 ア 建築確認通知書又は検査済証の写し又は証明書 イ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）の写し ウ 建物の登記事項証明書の写し 2. 面積表 3. 各階平面図 4. 案内図			
備考				

※ () 内は、該当するものに○をつけて下さい。

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

年　月　日

豊橋市長　　様

〒 -

住所

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊞

生年月日 年　月　日生

豊橋市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、豊橋市税を滞納していないこと確認するため、納税状況を調査することについて、また、暴力団排除のため関係する官公庁へ照会することについて承諾します。

補助年度	年度	補助金等の名称	豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金
補助対象事業名	耐震診断費補助事業		
補助金交付申請額	円		
補助対象事業着手年月日 及び完了年月日（予定）	着手 完了	年　月　日 年　月　日	
添付書類	<ul style="list-style-type: none">1 豊橋市耐震診断事業計画書 別添12 耐震診断費の見積書の写し3 各階平面図4 申請者が管理組合の場合、組合規約及び耐震診断の実施にかかる議決書又はこれに代わるもの5 案内図6 建物所有者と建物使用者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面 別添27 その他市長が必要と認める書類		

様式第2号（第7条関係）
別添1

豊橋市耐震診断事業計画書
(第1面)

補助対象建築物の概要

建物名称			
所在 地	豊橋市		
用途・形態	・戸建住宅 ・共同住宅（・賃貸・分譲） ・併用共同住宅（賃貸・分譲）		
戸 数	住宅戸数 戸	住宅以外の戸数 戸	合計 戸
構 造	・鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造 ・鉄骨鉄筋コンクリート造 ・その他（ ）		
	（・耐火建築物・準耐火建築物・その他）		
階 数	地上 階	地下 階	
面 積	延べ面積 m ²		
	住宅部分の面積 m ²		
	住宅以外の面積 m ²		
建築時期	昭和 年 月	（着工・完成）	

※（ ）内は、該当するものに○をつけて下さい。

耐震診断者（耐震診断）

事務所名			
代表者氏名			
所在 地			
電話番号	()		
事務所登録番号・ 登録年月日	知事登録番号第 号 年 月 日登録		
建築士氏名			
建築士登録番号	() 建築士	() 登録第	号

様式第2号（第7条関係）

別添1

(第2面)

1 資金計画

資 金 の 内 容	金 額
非木造住宅耐震診断費補助金	円
自己資金	円
その他（　　）	円
合計（診断費予定期）	円

記入上の留意事項

その他の資金がある場合は、「その他」欄（　　）内に具体的な資金内容を記入してください。

様式第2号（第7条関係）
別添2

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金同意書

年　月　日

豊橋市長　　様

住 所
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

印

1 補助対象事業名　　耐震診断費補助事業
2 地 名 地 番　　豊橋市
3 建 設 時 期　　昭和 年 月
4 床面積の合計　　m²

申請者が豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱に規定する耐震診断をすることに同意します。

年　月　日

建物所有者 住所
氏名

土地所有者 住所
氏名

建物使用者 住所
氏名

印

印

印

記入上の留意事項

- 必ず、耐震診断（変更）計画の内容をご確認ください。
- 共有の場合は、連名でそれぞれ記入押印してください。
- 同一の場合は、「○○と同じ」と記入してください。（例：申請者と同じ）

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金交付取下書

豊橋市長 様

年 月 日

住 所

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊞

年 月 日付け豊橋市指令 第 号により交付決定通知の
ありました豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金について、豊橋市補助金等交付規則第7条
第1項の規定により下記のとおり取下げます。

記

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 補助対象事業名 | 耐震診断費補助事業 |
| 2 取下げ理由 | |

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助事業計画変更等申請書

年　月　日

豊橋市長　　様

住所

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊞

次のとおり事業計画を（変更・中止・廃止）したいので、豊橋市補助金等交付規則第8条第1項の規定により申請します。

指令年月日	年　月　日	指　令　番　号	豊橋市指令 第　号
補助年度	年度	補助金等の名称	豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金
補助対象事業名	耐震診断費補助事業		
補助対象事業の内容	変更前		
	変更後		
〔変更 中止 廃止 の理由〕			
(変更・中止・廃止)の年月日		年　月　日(予定)	
添付書類	豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第2号）の添付書類のうち、計画変更に係るもの		

記入上の留意事項

不用な文字は、二重線で消してください。（例：変更・中止・廃止）

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書

年　月　日

豊橋市長　　様

住所

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊞

豊橋市補助金等交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年　月　日	指令番号	豊橋市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	豊橋市非木造住宅 耐震診断費補助金
補助対象事業 業名	耐震診断費補助事業		
補助対象建物の 所 在 地	豊橋市		
着手年月日	年　月　日	完了年月日	年　月　日
補助金の交付決定通知額	円		
補助金の既交付額	円		
補助対象事業の経費精算額	円		
添付書類	<ul style="list-style-type: none">1 耐震診断結果報告概要書 別添12 耐震診断費の請求書の写し又は領収書の写し（請求書による場合は補助金交付後、領収書の写しを提出）3 耐震診断の契約書の写し		

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金

耐震診断結果報告概要書

建物概要	名称				
	用途・形態	・戸建住宅 ・併用戸建住宅 ・共同住宅（賃貸・分譲）戸 ・併用共同住宅（賃貸・分譲）戸			
	構造				
	階数	地上	階	地下	階
	面積	延べ面積 . m ²			
		住宅部分の面積 . m ²			
		住宅以外の面積 . m ²			
	建築年	昭和	年	月	(着工・完成)
構造部材強度	(コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力その他)				
耐震診断の方針					
建築物の性質					
診断結果の概要					
総合所見					

耐震診断の内容について上記のとおり報告します。

資格 () 建築士 () 登録第 号

氏名 () 事務所 () 知事登録 号

建築士事務所名 () 事務所 () 知事登録 号
建設業許可 () 第 号

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金請求書

年　月　日

豊橋市長　　様

住 所

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

印

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第12条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助対象事業名　　耐震診断費補助事業

2 請求金額

金額	百	十	万	千	百	十	円
							円

3 補助金振込先

振 込 口 座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別※	普通・当座
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名	

記入上の留意事項

- 補助金振込先の振込口座名と申請者は同一のものに限ります。
- ※印の欄は、該当するものを○で囲んで下さい。

豊橋市補助金等交付規則
様式第2（第5条関係）

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書

豊橋市指令 第 号

住所

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

様

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付について、次のとおり決定したので、豊橋市補助金等交付規則第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長

㊞

補助年度	年度	補助金等の名称	豊橋市非木造住宅 耐震診断費補助金
補 助 対 象 事 業 名	耐震診断費補助事業		
交 付 金 額	円		
交 付 予 定 時 期	年 月		
交 付 条 件	1 事業の着手は規則第5条第2項に定める補助金の交付決定通知後とすること 2 申請建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に掲げる建築基準関係規定に適合しているものであること		

豊橋市補助金等交付規則
様式第4（第8条関係）

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金等変更決定通知書

豊橋市指令 第 号

住所

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

様

年 月 日付け豊橋市指令 第 号により交付決定した補助金等について、次のとおり変更したので、豊橋市補助金等交付規則第8条第4項の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長

㊞

補助金等の名称	豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金
補助対象事業名	耐震診断費補助事業
変更前の交付金額	円
変更後の交付金額	円
変更増減額	円
交付の条件	

豊橋市補助金等交付規則
様式第6（第11条関係）

豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金確定通知書

豊橋市指令 第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

豊橋市長 

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金等の額を確定したので、豊橋市補助金等交付規則第11条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の名称	豊橋市非木造住宅 耐震診断費補助金
補助金の交付決定通知額			円
補助事業の経費精算額			円（補助対象）
補 助 率			
補助金の交付確定額			円
(交付決定通知額) - (交付確定額)			円
備 考			